

[巻上げ機運転作業従事者特別教育カリキュラム]

<対象者>

動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト・エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く）の運転の業務従事者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条11号（特別教育を必要とする業務）

<カリキュラム>：8時開講・19時閉講（途中休憩及び昼食時間有り）

講習内容	1. 巻上げ機に関する知識	3. 0時間
	2. 巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	2. 0時間
	3. 関係法令	1. 0時間
	4. 実技（巻上げ機の運転）	3. 0時間
	実技（荷掛け及び合図）	1. 0時間
	合計	10. 0時間